

攝像を居く。行者神王の躡に繩を繫けて引きて願ひ、昼夜憩はず。時に躡より光を放ち、皇殿に至る。天皇驚き怪びて、使を遣りて看しめたまふ。勅信光を尋ねて寺に至り、一の優婆塞有るを見る。彼の神の躡に繫けたる繩を引き、仏を礼みて悔過す。信視て逆に還り、状を以ちて奏す。行者を召して詔してのたまはく「何事をか求めむとする」とのたまふ。答へて曰さく「出家し仏の法を修學びむと欲ふ」とまうす。勅して得度を許し、金鷲を名としたまふ。彼の行を誉め、四の事を供るに乏しきこと無し。時世の人其の行を美讃めて、金鷲菩薩と稱す。彼の光を放つ執金剛神の像は、今に東大寺に絹索堂の北の戸に立つ。贊に曰はく「善きかな、金鷲行者、信燈を東春に攢り、熟火は西秋に炬る。躡の光は感火を扶け、人皇は駿瑞に慎む」と。誠に知る、願はば得ずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。

仏の銅の像 盗人に捕られて霊しき表を示し盗人を顕す縁 第二十二

和泉国日根郡の部内に、一の盗人有り。道路の辺に住み、姓名詳ならず。

天年心曲り、殺と盗とを業とし、因果を信はず。常に寺の銅を盗み、帯を作り銜して売る。聖武天皇の御世に、其の郡の尽惠寺の仏の銅の像盗人に取る。時に路往く人有り。寺の北の路より馬に乗りて往き、声有るを聞く。叫び哭きて曰はく「痛きかな。痛きかな」といふ。路ゆく人聞きて思はく「諫めて打たしめずあらむ」とおもひて、馬を移せて疾く前む。叫ぶ音に近くに随ひて、やうやく失せて叫ばず。馬を留めて聞けば、ただし鍛する音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往けば、却くに随ひて先の如くまた叫び呻ふ。忍びて過ぐるこ得ず。故にまた還來る。叫ぶ音また止みて鍛する音有り。疑はくはもし人を殺すかと、かならず異ふ心有らむとうたがひて、良久にありて徘徊り、竊に従者を入らしめて屋の内を窺看しむれば、仏の銅の像を仰け奉りて手足を別缺き錠を以ちて頸を締く。すなはち捕へ打ちて問ひていはく「何れの寺の仏の像ぞ」といふ。答へていはく「尽惠寺の仏の像なり」といふ。使を遣りて問はしむれば、実に盗めるなり。使者語を挙げて具に状を述ぶ。僧並に檀越聞きて集り來り、破かれたる仏を衛みて号び愁へて曰さく「哀なるかな。悲しきかな。我が大師や。何の過失有せばか此の賊の難を蒙りたまふ。尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅びたまふより後には、何を以ちてか師とせ

一 悔過の作法、とする中村史の説がある。

二 皇居。

三 中巻二十三縁には「勅信巡夜、行に於京中」とある。聖武天皇の時代に京中の夜の巡行は中衛府、左右兵衛府、の担当(今集解宮衛令)。「みつかひ」の表記を「使」勅信「信」と変化させている。「信」が「使」の意であることは攷証に詳述。

四 執金剛神像以外の仏像の存在を思わせる記述は存しない。ここにいう「仏」も執金剛神像をさすのであろう。ひとつの像を「攝神王」執金剛神像(二神王二神二仏二執金剛神像)と、呼称を変化させている。

五 飲食、湯薬、衣服、臥具(妙法蓮華經玄贊・二末)「絹索院」法華堂(三月堂ともいう。天平五年(733)創建東大寺要録・四)。原文「今東大寺於絹索堂北戸」而立也。「一」に「一」の文型として訓む。一 中巻十縁。

六 信の火を東に点火し、盛んなる炎が西に燃えあがる。東山の金鷲行者の信仰が、その西に位置する平城宮の聖武天皇に伝わる。へ執金剛神像の躡の光が火の燃え伝わるのを助け、天皇は仏のあらわした不思議なるしに恭敬の気持ちをいだいた。

七 原文「願無不得」。大智度論・二十「無願不得(原口裕)。

第二十二縁 あやしき表(い)の説話。今昔物語集十二ノ十三に書集。

八 大阪府泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡能取町、田尻町、岬町、貝塚市、あたり。

一 革帯の付属具としての巡方、丸鞆、鉸具、錠尾、などに銅が用いられた例がある(関根貞隆)。

二 中巻十九縁。

三 未詳。

四 いかなる種類の仏像なのか明記されないが、下文より推測すれば釈迦牟尼仏の像か。

五 注意して、人を打つのをやめさせよう。「痛哉痛哉」、人が打たれて声をあげているのだ、と思つたのである。

六 次第にその声がしなくなつて、叫ばなくなつた。

七 金属を打ち鍛える音。

八 平気で通り過ぎることができない。

九 悪事を考えているにちがいない。

一〇 やお向けにして。

三 国会図書館本釈釈「錠(多加爾)」、新撰字鏡「錠(上定音、波佐弥、又多加爾)」とみえるのは「多加爾」「多加爾」の誤りであろう。「たがね」は金属を剪断する時に用いる工具。のみの類。「錠は鋤の類を示すばあい用いられる文字であるが、たがねを意味するのは他に例をみない。

三 類似の表現が中巻十七縁にみえる。「我之大師、已入涅槃(大般涅槃經後分下)」。三「如来在世、以仏為師、世尊滅後、以何為師」(大般涅槃經後分上)。仏像の損壊を、釈迦牟尼仏の入滅のイメージでとらえている。

む」とまうす。衆の僧輩を敲りて損はれたる仏を安置き、哭きて寺に殯りたてまつる。彼の盗人刑罰せられずして捨てらる。路ゆく人繋ぎて官に送り、圜圜に閉囚ふ。定めて知る、聖其の悪を糺めむとして是の瑞を示す、至誠懼るべし、聖の靈無きにあらざることを。涅槃經十二卷の文に仏の説きたまふが如し「我が心に大乘を重ぶ。婆羅門の方等を誹謗るを聞きて其の命根を斷つ。是の因縁を以ちて是れより以来地獄に墮ちず」と。また彼の經の三十三卷に云はく「一闍提の輩は、永く斷滅つが故に、是の義を以ちての故に、蟻子を殺害すすらかなほ殺の罪を得れども一闍提を殺すは殺す罪有ること無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり此の人は仏と法と僧とを誹謗り、衆生の為に法を説かず、思義無きが故に、殺すとも罪無きなり。

彌勒菩薩の銅の像盗人に捕られて靈しき表を示し盜人を顕す縁 第二十三

聖武天皇の御世に、勅信夜を巡りて京の中を行る。其の半夜の時に、其の諸樂京の葛木尼寺の前の南の墓原にして哭き叫ぶ音有りて言はく「痛きかな。

痛きかな」といふ。勅信聞き、馳せ陳ねて見れば、盗人彌勒菩薩の銅の像を捕り、石を以ちて破く。打ち捉へて問へば、答へて白曰さく「葛木尼寺の銅の像なり」とまうす。此の像を寺に置き、然うして彼の盗人を官に送り、圜圜に閉囚ふ。夫れ理法身の仏は、血肉の身にあらず。何にぞ痛む所所有らむ。ただ常住不變を示す所以なり。是れまた奇異しき事なり。

閻羅王の使の鬼召さるる人の路を得て免す縁 第二十四

檜磐嶋は、諾楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西里に居住む。聖武天皇の世に、其の大安寺の修多羅分の錢三十貫を借りて、越前の都魯鹿津に往きて交易ひ、之れを以ちて運び超えむとして船に載せ、家に來らむとする時に、忽然に病を得たり。船を留めて単独家に來らむと思ひて、馬を借り乗りて來る。近江の高嶋郡の磯鹿辛前に至りて睨れば、三人追ひ來る。後るる程一町ばかりなり。山代の宇治崎に至る時に、近く追ひ付き、共に副ひ往く。磐嶋問ひていはく「何に往く人ぞ」といふ。答へて言曰はく「閻羅王の關の檜磐嶋を召しに

一 群列を撰しているであろう。下文には「贖」とみえる。二 養老賊盜律では徒二年の刑。三 獄。四 爲官所収、閉之圜。五 大般涅槃經・壽命品。六 大般涅槃經・迦葉菩薩品。七 成仏しない者。わずかの善根も無い者。八 善を。九 子」は接尾辞。一〇 一闍提。

第二十三縁 あやしき表(し)の説話。今昔物語集十七ノ三十五に書承。

二 本書では声をあげる仏像は彌勒菩薩にかかわるものが多い。中巻二十六縁、下巻十七縁、二十八縁など。

三 中衛府、左右兵衛府、の役人か。↓中巻二十一縁。三ノ上巻三縁。

四 原文「其諾樂京、葛木尼寺前南墓原。」其は「於」の意か。

五 聖德太子の創建(法隆寺伽藍縁起并流記資財帳)。妙安寺ともいう(太子伝古今日録抄所引七代記)。創建された地を奈良県香芝市尼寺(ニ)の尼寺庵跡とする説がある。平城遷都とともに平城京に移された。所在不明。奈良市南京終町の小字カツキあたりを擬する説がある(奈良県の地名)。一ノ末詳。

六 大勢が連れだつてかけつける。

七 仏身の抽象的なありかた。法身(は)のどのような仏身説にもとづいてこの語が用いられているのかは不明。

八 仏非(は)血肉身(は)金光明最勝王經・如來壽命品。三〇「常住不變(大般涅槃經・如來性品)。

第二十四縁 三宝給・法十四に引用。三宝給より今昔物語集・二十ノ十九に書承。

三 末詳。本説話以外に所伝をみない。

三 大安寺は六条四坊に所在。六条五坊は大安寺の東にあたり、下文の「大安寺之西里」に合致しない。三 奈良市大安寺町あたり。中巻二十八縁にも同地が見える。

四 縁論を転説、講説するための衆として「修多羅衆」が諸寺に置かれていた。修多羅衆の費用として、大安寺では天平九年(号)には錢一千六百六十八貫六十一文が計上されている(大安寺伽藍縁起并流記資財帳)。この費用が出奉(け)として貸し出され、寺が利を得ていた。

五 福井県敦賀(市)。「敦賀」という地名表記は、「駿河・スルガ」平群・ヘケリなどの例より推せばツルガという音を表記したものとも考えられるが、「角鹿(書紀・垂仁天皇二年条他)と同じくツヌガ」という音を表記したものである可能性がある。明確にツルガとされるのは家伝・武智麻呂伝(鶴鹿)が初出例。本説話の例はそれに次ぐ。

六 敦賀津より塩津(滋賀県伊香郡西浅井町)へは陸上輸送、塩津より大津(滋賀県大津市)へ琵琶湖を水上輸送、瀬田川、宇治川、巨椋池、木津川、と水上輸送する。

七 一(カ)ヘ(ル)(名義抄)。

八 滋賀県大津市。「高嶋郡」は「滋賀郡」の誤り。敦賀より海津(滋賀県高島郡マキノ町)を経由する琵琶湖西岸の道、すなわち古北陸道を進んでいる。三ノ「町」は長さの単位。唐大尺の六尺を一步とし、六十歩を一町として計算すれば、一〇六(八)余。

九 上巻十二縁。「塔」は「高」に同じ。「高」は石橋の意に用いられることがある。古北陸道を進んでいる。平安京までの所要日数が延喜式・土計上にみえる。「若狭國行程」上二日、下二日。「越前國行程」上七日、下四日「海路六日」。